

大阪府立大学総合図書館中百舌鳥資料収集指針

1. 趣旨

この指針は、大阪府立大学学術情報センター図書館資料収集方針第2条第4項にもとづき、大阪府立大学総合図書館中百舌鳥（以下「総合図書館中百舌鳥」という。）における資料の収集に関し必要な事項を定める。

2. 収集する資料の種類と選定基準

(1) 総合図書館中百舌鳥の資料の収集にあたっては、予算および保存スペースを考慮するとともに、専門図書室と連携し相互に協力する。

(2) 収集する資料の種類と選定基準は以下のとおりとする。

種類	選定基準
①学習用資料	本学の授業に関連する資料を中心に、幅広い学問に関する資料 学生の自主学習を支援する資料
指定図書	シラバス等で教員が指定した参考書
語学資料	英語学習資料（各種検定試験の問題集、多読資料等）のほか本学で開講する語学授業に関する資料 留学生のための日本語学習資料
②研究用資料	本学で取り組まれている研究領域に関わる資料 学際領域に関わる資料 研究公正推進に関わる資料 （翻訳書については必要であれば原著も収集する）
③一般資料	学生の教養を養う資料 以下の資料は原則収集しない ・フィクション・エッセイ等 ・趣味・娯楽書
④参考資料	本学の授業や教育研究上必要な辞書・辞典・事典類、年表、図鑑等
⑤逐次刊行物	本学の授業や教育研究上必要な国内外の新聞、学術雑誌、総合雑誌等を継続的に収集する
⑥特色ある資料	貴重書、特殊コレクション等
⑦本学関連資料	教員著作 本学教員による著作 （原則として教員に寄贈を依頼し、寄贈不可の場合は購入する）
出身作家図書	本学（法人化以前の旧大学を含む）出身の作家による著作
OMUP 出版物	大阪公立大学共同出版会（OMUP）の出版物 （原則として寄贈を依頼する）
⑧学生選書	学生選書委員が選定したもの。（後援会予算で購入する）
⑨寄贈資料	原則受入しないが、収集指針に沿ったもののみ受け入れる
⑩その他	総合図書館中百舌鳥の長および総合図書館中百舌鳥選書会議（以下「選書会議」という。）が必要と認めたもの

※①～④について、複数キャンパスでの利用が見込まれ、電子版の入手が可能かつ価格が妥当であれば、電子版の購入を積極的に検討する。

3. 資料の選定方法

総合図書館中百舌鳥で収集する資料の選定は以下のとおり行う。

種類		選定方法	
①学習用資料		<ul style="list-style-type: none"> ・選書委員による選書 ・教員からの推薦 ・学生の希望 ・学術情報課職員の推薦 	選書会議
	指定図書	シラバスデータおよび教員からの追加申請	
	語学資料	出版情報等により学術情報課職員が選定	
②研究用資料		<ul style="list-style-type: none"> ・選書委員による選書 ・教員からの推薦 ・学生の希望 ・学術情報課職員の推薦 研究公正資料は出版情報等により学術情報課職員が選定	選書会議
③一般資料		<ul style="list-style-type: none"> ・選書委員による選書 ・教員からの推薦 ・学生の希望 ・学術情報課職員の推薦 	選書会議
④参考資料		<ul style="list-style-type: none"> ・選書委員による選書 ・教員からの推薦 ・学生の希望 ・学術情報課職員の推薦 	選書会議
⑤逐次刊行物		大阪府立大学学術情報センター図書館委員会（以下「図書館委員会」という。）で選定 毎年見直しを行う	図書館委員会
⑥本学関連資料	教員著作	出版情報等により学術情報課職員が選定	
	出身作家図書		
	OMUP 出版物		
⑦学生選書		学生選書委員（毎年公募）による選定	
⑧特色ある資料		関係教員、学術情報課職員が選定	
⑨寄贈資料		学術情報課職員が選定し、図書館長が決定	図書館長
⑩その他			図書館長

※①～④について、電子版は、1タイトル5万円以下のものは選書会議で、それを超える価格のものは図書館委員会で選定。

4. 改廃

この指針を改廃する場合は、図書館委員会で審議して、図書館長が定める。

附 則

- 1 本方針は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 学術情報センター図書館選書指針は、これを廃止する。

附 則

本方針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本方針は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

本指針は、令和2年4月1日から施行する。